日 調 連 発 第 ９ ６ 号
平 成 ２ ６ 年 ７ 月 ８ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

この度、鹿児島会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

鹿児島市（鹿児島県）　　平成２６年８月１日から
霧 島 市（鹿児島県）　　平成２６年８月１日から

鹿調発第５４号
平成２６年７月３日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　千年　殿

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　谷口　正美

「鹿児島市及び霧島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

平素より，本会の会務運営につきましては，特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，標記制度が鹿児島市及び霧島市において，平成２６年８月１日より別紙のとおり開始される旨の通知がありましたので，お知らせします。

市民第　　２２６　　号
平成２６年　６月３０日

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　　谷口　正美　　様

鹿児島市長　森　博幸
（市民課扱い）

「鹿児島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

向夏の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、鹿児島市政の推進ならびに本市戸籍住民基本台帳事務の遂行にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的に、標記制度を別紙の内容により実施しますのでお知らせいたします。

本制度は、事前に登録した方に対して、その方の住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知するものです。

つきましては、本制度へのご理解とご協力を賜りますとともに、貴会会員の皆様に周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

１．制度実施日　　平成２６年８月１日

２．制 度 概 要　　別紙のとおり



お問い合わせ先
鹿児島市　市民文化部　市民課　窓口第二係
鹿児島市山下町１１番１号
電話（０９９）２１６－１２１７・１２１８

別　紙

「鹿児島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の概要について

住民票の写しや戸籍謄抄本等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人・法人、８士業）に交付した場合、その交付の事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに個人の権利の侵害の防止を図ろうとするもの。

※８士業＝弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

1　実施日　　平成２６年８月１日（事前登録申請受付開始）

2　制度利用の手続等

(1) 制度利用希望者：事前登録申請が必要
※鹿児島市に住民登録又は本籍のある方が申請可

(2) 登　録　期　間：登録日から３年後の月末日まで

(3) 受　付　窓　口：本庁市民課、各支所市民係・総務市民係、鴨池・鹿児島中央駅市民サービスステーション

3　通知の対象となる証明書の種類

(1) 住民票の写し

(2) 住民票記載事項証明書

(3) 戸籍の附票

(4) 戸籍謄抄本

(5) 戸籍記載事項証明書

(6) 戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書

(7) 戸籍一部事項証明書

4　本人への通知

(1) 時期　：　証明書を交付した月の翌月末

(2) 内容　：　①交付年月日、②請求者の種別、③交付した証明書の種別、④通数

5　周知、広報

(1) 「市民のひろば」７月号に記事掲載

(2) 本市ホームページへの記事掲載（７／1～）

(3) 本庁市民課、支所、サービスステーションの各受付窓口にチラシ配置

市　第　　１０３　　号
平成２６年　６月３０日

鹿児島県土地家屋調査士会
会長　　谷口　正美　　様

霧島市長　前田　終止
（市民課扱い）

「霧島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について（お知らせ）

向夏の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、霧島市政の推進ならびに本市戸籍住民基本台帳事務の遂行にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的に、標記制度を別紙の内容により実施しますのでお知らせいたします。

本制度は、事前に登録した方に対して、その方の住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知するものです。

つきましては、本制度へのご理解とご協力を賜りますとともに、貴会会員の皆様に周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

１．制度実施日　　平成２６年８月１日

２．制 度 概 要　　別紙のとおり



お問い合わせ先
霧島市　生活環境部　市民課　窓口グループ
霧島市国分中央三丁目４５番１号
電話（０９９５）４５－５１１１（内１７２１）

別　紙

「霧島市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の概要について

住民票の写しや戸籍謄抄本等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の個人・法人、８士業）に交付した場合、その交付の事実を本人に通知することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに個人の権利の侵害の防止を図ろうとするもの。

※８士業＝弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

１　実施日　　平成２６年８月１日（事前登録申請受付開始予定）

２　制度利用の手続等

(1)制度利用希望者：事前登録申請が必要
※霧島市に住民登録又は現在戸籍のある方が申請可

(2)登　録　期　間：３年間

(3)受　付　窓　口：本庁市民課、隼人市民福祉課、各総合支所市民福祉課、福山市民サービスセンター

３　通知の対象となる証明書の種類

(1)住民票の写し

(2)住民票記載事項証明書

(3)戸籍の附票

(4)戸籍謄抄本

(5)戸籍記載事項証明書

(6)戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書

(7) 戸籍一部事項証明書

４　本人への通知

(1)時期：証明書を交付した月の翌月末

(2)内容：①交付年月日、②請求者の種別、③交付した証明書の種別、④通数

５　周知、広報

(1)「市報きりしま」８月おしらせ号に記事掲載予定

(2)本市ホームページへの記事掲載予定（8／1～）

(3)本庁市民課、隼人市民福祉課、各総合支所市民福祉課及び福山市民サービスセンターの各受付窓口にチラシ配置